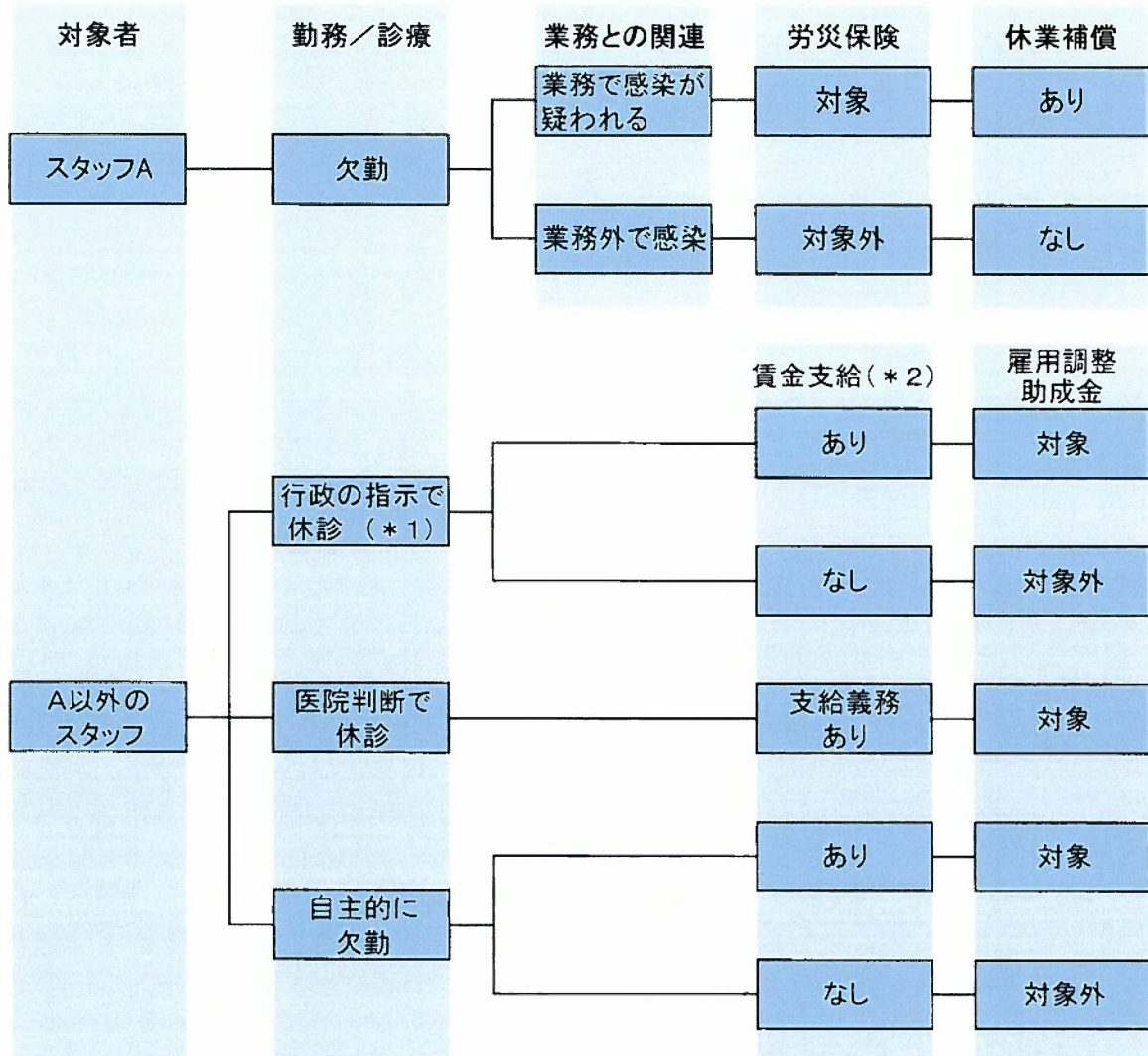


労 務 管 理

●スタッフAが感染者となった場合



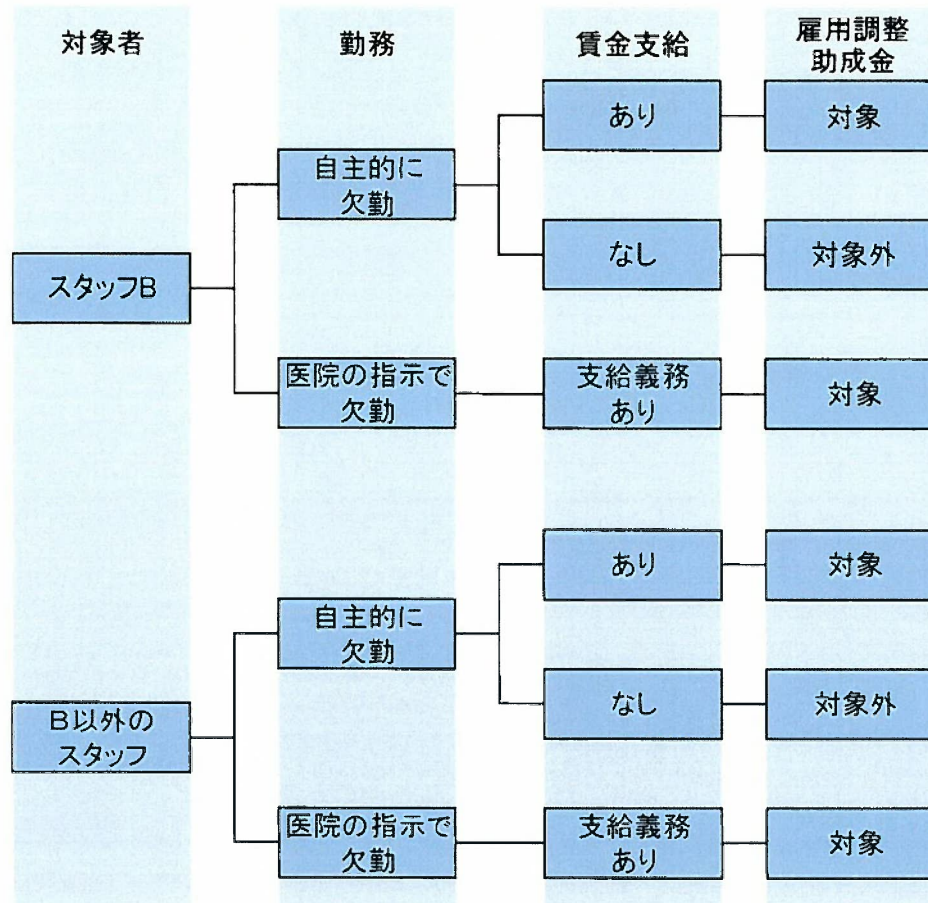
＊１ 行政指示での休診の場合の休業手当の支給義務は現時点では不明

＊２ 欠勤時の賃金は、平均賃金の6割以上を支給しなければならない（休業手当）

＊ 有給休暇は通常通りに取得可能。医院提案の取得は本人の同意が必要

＊ スタッフA・B両ケース共にパートタイマーも同様の取り扱い

● スタッフBの家族が感染 またはスタッフBが感染者との濃厚接触が疑われる場合や体調不良の場合



*体調不良とは、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日（高齢者や基礎疾患のある方は2日）以上続いている、または強い倦怠感や呼吸困難感がある場合をいう

*一日の一部を休業にした場合は、その日に発生した賃金が平均賃金の6割以上であれば休業手当は不要。満たない場合は差額を支給

新型コロナウイルス感染症の

労災補償における取扱いについて

- ・医療従事者等 : 歯科医師・衛生士・技工士・歯科助手等の従業員
(開設者は対象外)
- ・医療従事者等以外の労働者 : 出入りの歯科材料商等の業者・技工士等

2) 労災補償の考え方 (特例)

- ・ 従来の基本：業務に起因することが明らかな疾病に対して補償。
- ・ 本感染症 1) 感染源が業務内にあることが明らかな場合
2) 業務外での感染が明らかな場合を除き、感染経路が特定できなくとも、業務上での感染の可能性が高いと認められる場合は労災補償の対象となる。

※労災保険給付の対象の適否は、請求書が提出された後、
労働基準局が行う